（別添）

令和９年度クレジットカード決済導入業務仕様書

1　業務名

令和９年度クレジットカード決済導入業務

2　目的

支払事務の利便性の向上と業務効率化を図るため、本県の公金の支出の一部においてクレジットカード決済を導入します。

3　履行期間

契約締結日から令和１０年３月３１日(金)まで

※ただし、クレジットカードの利用開始は、令和９年４月１日(木)からとします。

※契約期間の終期の１か月前までに双方から契約破棄の申し出が無い限り、翌年度も同様とします(最大５年間を予定。最終年度に今回と同様の選定を実施する予定。)。

4　クレジットカード決済について

(１)対象経費　　※次の経費のうち、利用所属が希望する経費

ア 公共料金：電気料金、電話料金(携帯電話料金を含む)、水道料金、ガス料金、 郵便料等

イ そ の 他：クレジットカードを用いないと契約できない小口の支払等

※ただし、当分の間、一定の使用制限を設けます（各費目については、おおむね別紙のとおりとします。）。　※別紙「対象品目一覧表」のとおり。

(２)調達するクレジットカードの要件

ア クレジットカードの種別

①上記４（１）ア：プラスチックカードを発行しない非対面決済専用法人カード
（パーチェシングカード）

同　上　イ：プラスチックカード
（コーポレートカード）

②カード名義は、所属名など任意で設定できること

③追加費用が発生することなく、カード番号を追加できること

※上記①の２種類のカードとも、１所属で２枚以上利用する場合が有り得ます

④所属別にクレジットカード決済ができること

⑤利用可能なブランドには、Mastercard®、Visa、JCB、American Express、Diners Club のいずれかを含むこと

⑥利用可能枠については、県と協議の上で決定すること

イ 利用所属数

当初は 100 所属程度、最大約 240 所属程度を想定しています。

(３)クレジットカード決済に関する利用明細および請求等

ア 利用明細書および請求書の作成

受注者は、各所属に対して、紙媒体による利用明細書および請求書を作成し、取引内容を確認できるようにしてください。利用明細書には「取引日」「取引先」「取引内容」および「取引金額」を記載してください。なお、利用明細書および請求書を WEB 上でのみ発行する場合、その旨を企画提案（様式 A）に記載してください。

イ クレジットカード利用料金の支払

①原則として、締め日は毎月末日とし、締め日の翌月 10 日までに各所属に対し請求を行い、締め日の翌月 25 日から末日までを支払期日としてください。なお、クレジットカード利用料金の支払方法は、口座振替または資金前渡職員口座からの引き落としとし、請求書に支払先または引き落とし先（支払先または引き落とし先の名義は、クレジットカード会社と一致すること。他社に受領を委任する場合は、受領委任状を県に提出すること。）の口座情報を記載してください。

②県の会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の最終月中の利用代金について、地方自治法に定める出納整理期間内（4 月 1 日から 5 月 31 日まで）に県の支払い手続きが完了するよう、決済スケジュールおよび請求書提出期日を調整してください。なお、出納整理期間が 4 月 30 日までの所属については、その期日までに県の支払い手続きが完了するよう、決済スケジュールおよび請求書提出期日を調整してください。また、請求に 3 月と 4 月の利用分を混在させることは不可とします。

ウ ポイント等の取り扱い

クレジットカード等利用に伴うポイント、キャッシュバック等は、当該クレジットカード等利用料金にのみ充当するものとします（不能の場合は、要相談。）。

(例)電気料金の支払例（本庁の場合）※3 月と 4 月の利用分を混在させないこと。

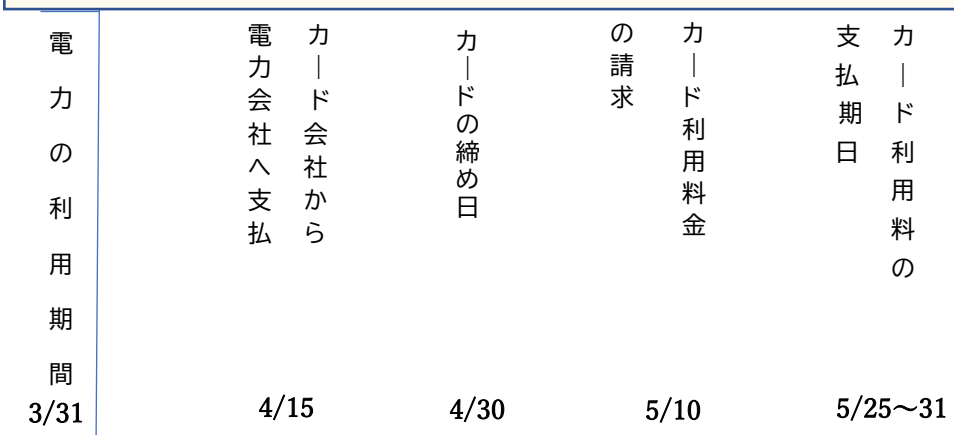

5　契約額

本契約に係る手数料および年会費は、一切生じないものとしてください。海外事務処理手数料は別途協議するものとします。

6　その他

(1)受注者は、地方自治体との契約実績を有しているものとし、県のクレジットカード決済の導入について、適切なサポートを行ってください。

(2)県は本契約の効果を常に検証し、業務効率化の実現に向けて、契約内容の見直しおよび改善策の検討を行うものとし、受注者は必要に応じて県に情報を提供するものとしてください。

(3)本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、県および受注者双方の協議の上、決定することとします。